議案第19号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改 正する訓令の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月30日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野栄二

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改 正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程(平成22年上 尾市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、図書館長及び図書館次長並びに公民館長」を「並びに図書館長及び図書館次長」に改める。

第6条の表公民館長、教育センター所長又は中学校給食共同調理場所長の 項中「公民館長、」を削る。

第14条の見出し中「公民館長等」を「教育センター所長等」に改め、同 条中「公民館長、」を削る。

別表第2教育総務部教育総務課の表中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、同表3の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号ア中「、主幹及び公民館長」を「及び主幹」に改め、同号イ中「副主幹」を「公民館長及び副主幹」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項第8号ウ中「、主幹及び公民館長」を「及び主幹」に改め、同号エ中「副主幹」を「公民館長及び副主幹」に、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号オ中「、主幹及び公民館長」を「及び主幹」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号ウ中「、主幹及び公民館長」を「及び主幹」に改め、同号を同項第10号とし、同項第11号を同項第10号とし、同項第12号イ中「、主幹及び公民館長及び副主幹」に、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号を同項第10号とし、同項第12号イ中「、主幹及び公民館長」を「及び主幹」に改め、同号ウ中「副主幹」を「公民館長及び

副主幹」に、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第11号とし、同項を同表4の項とし、同表中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同表に1の項として次のように加える。

1	市長の権限に	上尾市立幼稚園の利用者負担額を		\circ
	属する事務の	徴収し、減額若しくは免除し、又		
	うち教育委員	は徴収の猶予をすること。		
	会が委任を受			
	けた事務に関			
	する事項			

別表第2教育総務部生涯学習課の表1の項を次のように改める。

1	市長の権限に	(1) 上尾市立公民館の使用料を徴		\bigcirc
	属する事務の	収し、減免し、又は還付するこ		
	うち教育委員	と。		
	会が委任を受	(2) 上尾市ギャラリーの使用料を		\bigcirc
	けた事務に関	徴収し、減免し、又は還付する		
	する事項	こと。		

別表第2教育総務部生涯学習課の表2の項に次の3号を加える。

(6) 上尾市立公民館の利用を許可し、又は当該許可に係		\circ
る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若し		
くは当該許可を取り消すこと。		
(7) 上尾市立公民館の用に供する教育財産の目的外使用		\circ
を許可し、又は当該許可を取り消すこと。		
(8) 上尾市立公民館集会室兼体育室を体育室として個人		\circ
に開放する日を決定すること。		

別表第2教育総務部生涯学習課の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、 5の項を4の項とする。

別表第4の1の項から3の項までの規定中「公民館長、」を削り、同表中 4の項を削り、5の項を4の項とし、同項の次に次のように加える。

5 | 平方幼稚園長 | 上尾市立平方幼稚園の入園を許可すること。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、改正前の別表 第2教育総務部教育総務課の表3の項第1号の規定は、なおその効力を有 する。

提案理由

新教育委員会制度が開始及び上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する 条例(平成27年条例第12号)の施行並びに上尾市立公民館の館長の 職を変更することに伴い所要の改正を行うため、この案を提出する。